

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案要
綱

第一 目的の改正 (第一条関係)

目的規定に、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等の許可に係る特例、被害防止施策の実施に係る財政上の措置、協議会及び鳥獣被害対策実施隊の設置並びに捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等のための措置を明記すること。

第二 被害防止計画の記載事項の追加

一 被害防止計画に定める事項に、捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項を加えること。 (第四条第二項第八号関係)

二 市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況を勘案し、被害防止施策を効果的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被害防止計画に、鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項を記載しなければならないこと。 (第四条第四項関係)

第三 指定管理鳥獣捕獲等事業との連携 (第七条の三関係)

被害防止計画が定められている市町村の区域において指定管理鳥獣捕獲等事業が実施される場合には、当該市町村及びその区域内において被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に携わる者並びに当該指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等及びその実施に携わる者は、当該被害防止施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこと。

第四 鳥獣被害対策実施隊の設置等についての支援

(第九条第八項関係)

国及び都道府県は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施体制の整備を促進するため、鳥獣被害対策実施隊の設置、その機能の強化その他の市町村が行う鳥獣被害対策実施隊に関する措置について、必要な支援に努めるものとする。

第五 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等

(第十条の二関係)

一 国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用における安全性を確保するため、当該対象鳥獣の食品等としての安全性に関する情報の収集、整理、分析及び提供に努めなければならないこと。

二 国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効

な利用の促進を図るため、必要な施設の整備充実、食品としての利用に適した方法による捕獲等に関する情報の提供、食品としての利用に係る技術の普及、食品としての利用等その有効な利用に係る開発又は需要の開拓の取組等に対する支援、加工品の流通の円滑化その他の必要な措置を講ずるものとする。

三 国は、国、地方公共団体、事業者、民間の団体その他の関係者が相互に連携を図りながら協力することにより、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用が図られることに鑑み、これらの者との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

第六 捕獲等の技術の高度化等のための技術開発の推進 (第十四条関係)

国及び都道府県は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し、捕獲等の技術の高度化等のための技術開発の推進を行うものとする。

第七 捕獲等をした鳥獣の食品としての利用等に係る人材の育成 (第十五条関係)

国及び地方公共団体は、食品としての利用等に適した方法による鳥獣の捕獲等について技術的指導を行う者、捕獲等をした鳥獣の食品としての利用等について専門的な知識経験を有する者その他の人材の育成

を図るための措置を講ずるものとする。

第八 表彰

(第十六条の二関係)

国及び地方公共団体は、被害防止施策の実施に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

第九 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等に係る国民の理解

(第十七条第二項関係)

国及び地方公共団体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する知識の普及及び啓発のための広報活動等の措置を講ずるに当たっては、捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用の促進を図られるよう、その利用が自然の恩恵の上に成り立つものであり、かつ、被害防止施策の実施に携わる者その他の関係者の様々な活動に支えられていることについて、国民の理解を深めるよう配慮するものとする。

第十 危害の発生の防止

(第十七条の二関係)

国及び地方公共団体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための取組において、国民の生命又は身体に対する危害が発生することを防止するため、安全の確保に関する知識の普及その他の必要な

措置を講ずるよう努めなければならないこと。

第十一 鳥獣被害対策推進会議

(第二十一条関係)

政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、被害防止施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、鳥獣被害対策推進会議を設けるものとする。

第十二 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除期限の延長

(附則第三条第二項関係)

特定鳥獣被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例の期限を五年延長し、平成三十三年十二月三日までとすること。

第十三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行すること。

(改正附則第一項関係)

二 被害防止計画に関する経過措置その他所要の規定の整備を行うこと。